

南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年12月18日

南知多町長 石黒和彦

南知多町条例第40号

南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例

南知多町火入れに関する条例（昭和60年南知多町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「・異常」を「若しくは」に改め、「乾燥注意報」の次に「が発表され、」を、「又は」の次に「林野火災注意報、林野火災警報若しくは」を加え、同条第2項中「とき」を「場合」に、「・異常」を「若しくは」に、「又は火災警報」を「が発表され、若しくは林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。